

平成 23 年度 新メカニズム実現可能性調査・CDM/JI 実現可能性調査 募集要項

(公財) 地球環境センター

募集の概要

1997 年の国際連合気候変動枠組条約（UNFCCC）第 3 回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書では、2008 年から 2012 年の期間を第一約束期間における先進締約国の温室効果ガス（GHG）排出削減目標が規定され、日本には 1990 年レベルより 6%削減（先進国平均では約 5%削減）することとされました。京都議定書には、この削減目標を達成するための柔軟措置として、「クリーン開発メカニズム（CDM）」や「共同実施（JI）」等の京都メカニズムが盛り込まれており、実際に我が国の目標達成に当たって京都メカニズムの活用が進められてきました。一方、第一約束期間以降の更なる野心的な世界全体の GHG 排出量削減への貢献が求められる中で、京都議定書第一約束期間以降（2013 年以降）の次期枠組みに関する交渉において、CDM・JI の制度改善とともに、新メカニズムの構築に関する議論が行われています。

我が国は、2020 年までに 1990 年比 25%削減という中期目標を発表しておりますが、この中期目標達成のためには、柔軟措置の更なる活用が必要であることが想定されています。例えば、2009 年 12 月に公表された、途上国支援に関する「鳩山イニシアティブ」においては、「日本が世界に誇るクリーンな技術や製品、インフラ、生産設備などの提供を行った企業の貢献が適切に評価されるよう、また、途上国における森林減少及び劣化への対策なども気候変動対策として適切に評価されるよう検討することを含め、新たなメカニズムの構築を提案」とあり、さらに、昨年 6 月に閣議決定された「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」の工程表には、「我が国企業の低炭素技術・インフラ及び製品の提供等を通じた海外における温室効果ガスの排出の抑制等への貢献を適切に評価する仕組みの構築を図る」という計画が盛り込まれています。

我が国は、新たなメカニズムの構築に関して、我が国が持つ低炭素技術・インフラ・製品等の提供により、他国での GHG 排出量の抑制に寄与している効果を適切に評価する仕組みとして、二国間メカニズムを提案し、国際交渉の場や二国間協議を通じて、開発途上国との協力体制を構築しながら、制度の確立に向けた情報発信を行っています。

2013 年以降の次期枠組みの下で、日本政府の提案する二国間メカニズム（その下で実施が検討されている GHG 排出削減プロジェクトの実施を通じたクレジットを創出する制度や、開発途上国に適した気候変動緩和行動（NAMA）を通じたクレジット創出制度、開発途上国の森林減少・劣化及び森林保全等からの排出量の削減（REDD+）を通じたクレジット創出制度など）の具体化や普及を促進するためには、具体的な案件に関する実現可能性をケーススタディーとして、経験と知見を集積し、制度設計に反映させていくことが重要となります。

一方、CDM については、カンクン合意において標準化ベースラインの開発や地理的不均衡是正のための措置（ローン制度の導入など）が認められることとなりました。日本政府は既に、現行の京都メカニズム、特に開発途上国の持続可能な開発への貢献という CDM の果たしてきた機能をより一層充実させるための改善策について提案していますが、今後も標準化ベースラインの開発、新方法論開発・既存方法論改訂、後発開発途上国（LDCs）などにおける案件発掘などに取り組むことが重要となります。

こうしたことから、以下の 2 つの実現可能性調査の案件を募集します。

- I. 新メカニズムとしての二国間メカニズムに対する認識の共有化等、ホスト国との協力関係を構築しながら、創造的な要素を盛り込んだ、我が国民間事業者等による二国間メカニズム案件の組成のための取り組みを支援するための「新メカニズム実現可能性調査」の案件
- II. 既存メカニズム（CDM・JI）の改善に寄与する取り組みを支援し、プロジェクトの実施に関するノウハウ・知見等を蓄積するための「CDM/JI 実現可能性調査」

それぞれの応募の詳細については、下記をご参照ください。

I. 新メカニズム実現可能性調査（P.2～7）

II. CDM/JI 実現可能性調査（P.8～12）

なお、案件公募に関する説明会を開催します。詳細は P.13～14 をご参照ください。

I. 新メカニズム実現可能性調査

2013年以降の次期枠組みの下で新たに創設される新メカニズムとして、日本政府が提案している「二国間メカニズム」の下で実施されることが期待される事業・活動の実現可能性調査が対象となります。

1. 応募資格

本調査事業の応募者は、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する日本の団体であって、本調査を円滑に遂行するために必要な実施体制と資金についての十分な管理能力(ア. 団体の意思を決定し、本調査に係る活動を執行できる組織が確立していること、イ. 自ら経理し、監査することのできる会計組織を有すること、ウ. 活動の本拠としての事務所を有すること)があることとします。

- (1) 民間企業
- (2) 公益法人等(公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特例民法法人等)
- (3) その他、上記に類する団体であって本調査を円滑に遂行することができると認められる団体

2. 調査内容

日本政府が2013年以降の導入を提案している新たな市場メカニズムとしての二国間メカニズム(その下で実施が検討されているGHG排出削減プロジェクトの実施を通じたクレジットを創出する制度や、開発途上国に適した気候変動緩和行動(NAMA)を通じたクレジット創出制度、開発途上国の森林減少・劣化及び森林保全等からの排出量の削減(REDD+)を通じたクレジット創出制度など)に関して、ホスト国におけるGHG排出抑制を実現する事業・活動、特に温暖化対策と環境汚染対策のコベネフィットを実現する事業・活動の実施促進を目指して、実現可能性を調査していただきます。この二国間メカニズムは、現在の国際交渉においても具体的な制度設計や概念構築ができていない状況にあるため、今後の国際交渉で我が国がリーダーシップを発揮できるような知見の集積、特に二国間メカニズムに関する国際的なルール作りに資する排出削減効果の定量化手法(新たな計算方法及びモニタリング手法等を含む)や測定・報告・検証(MRV)手法の提案等が期待できる案件を募集します。

調査の実施に当たっては、国際交渉の議論の動向を踏まえた上で、二国間協定締結のためのホスト国側における能力開発、ホスト国側とのネットワーク構築、他の先進国へのアピール等を念頭に置きつつ、以下の事項の調査を通じて、将来のクレジット化(又はオフセット化)に資する事業・活動の実現可能性調査を、ホスト国における検討内容等も考慮して進めていただき、その調査結果を取りまとめた調査報告書を完成していただきます。

- リファレンスシナリオの設定方法
- モニタリング方法(新たな手法の提案を含む)
- 排出削減量の計算方法(新たな手法の提案を含む)
- 排出削減効果のMRV手法
- 環境十全性確保のための措置
- 持続可能な開発への貢献
- コベネフィット効果の評価(「コベネフィット定量評価マニュアル」(環境省発行)の最新版に基づく。可能な限り定量評価(試算及び計測方法の検討))

原則として、二国間メカニズムにおける分野別の排出削減効果の定量化・MRV手法の妥当性の検討等に関して、実現可能性調査の方向性、調査項目、調査実施方法等に対する調査支援を行う目的で、事務局が設置する「タスクフォース」(新メカニズムの国際交渉や調査対象分野の技術等に関する有識者・専門家で構成。各担当分野別に3名程度でチーム化し、実現可能性調査の進捗を支援する)の構成員が参加するタスクフォース会合で、随時報告するものとし、タスクフォース会合での議論・コメント・助言に基づいて調査を進めていただきます。(ただし、採択案件の分野別件数等の条件によっては、案件を担当するタスクフォースが設置されない場合もございます。)

また、新メカニズム実現可能性調査で応募される場合、CDM/JIとの違い(例えば、CDMによるクレジットの取得が困難な分野であり、二国間メカニズムを活用して実施することが期待され

る案件、セクター（又はサブセクター）に適用される政策による GHG 排出削減効果を検討する案件など）を十分理解した上で、応募して頂くようお願いいたします。

募集する技術分野については、例えば下記を想定していますが、これらに限定される訳ではありません。

<技術分野>

- 廃棄物管理（埋立処分場管理、廃棄物処理、リサイクル改善等）
- 排水管理（メタン回収、排水の適正処理等）
- バイオマス利用（未利用残渣・農業廃棄物の有効活用等）
- 農業技術の改善（肥料の適正使用、土壌管理等）
- 森林管理（REDD+等）
- 交通管理（交通政策及び公共交通（鉄道・地下鉄・バス等）の整備等）
- 都市における GHG 排出削減対策（インフラ整備、土地利用政策、建築物規制等）
- 需要側管理（省エネ行動の促進等）
- 低炭素型製品普及促進等の支援

具体的な事業・活動の例は、以下のようなものです

- ・ 新たな技術の導入等によって、国全体又は一定の地域全体の適切な廃棄物処理や排水管理等を推進することによる GHG 排出量の削減。
- ・ 新たなインフラ等の提供によって、都市全体又は一定の地域で適切な交通管理を推進することによる GHG 排出量の削減。
- ・ 情報通信技術等を利用した輸送管理を行うことによる GHG 排出量の削減。
- ・ 新たな製品（家電や照明、自動車等）の普及促進（日本や先進国で実施されている普及促進政策の導入を含む）による GHG 排出量の削減。
- ・ 新たな技術や製品、生産設備の導入、情報通信技術等、複合的な対策によるビルや工場、あるいは一定の地域全体の GHG 排出量の削減。
- ・ CDM の方法論では適用や現実的な実施が難しいバイオマス利用（バイオ燃料含む）や廃棄物処理による GHG 排出量の削減。
- ・ 合理的な排出削減量の推計が可能な、教育・啓発等（新たな技術や製品の導入との組み合わせを含む）による GHG 排出量の削減。

なお、二国間メカニズムの定義・制度の詳細が確定していない状況に鑑み、複数年（2年程度）にまたがる実現可能性調査の提案も可としますが、複数年調査の提案が今回採択されたことが翌年度以降の採択を保証する訳ではない点、ご留意ください（翌年度においても、採択審査に付されます）。したがって、複数年の調査計画の提案であっても、本年度中に達成する成果とそのための調査内容を明確にし、それに応じた調査成果が期待されます。翌年度以降の採択に当たっては、本年度の調査成果の内容が考慮されます。

3. 採択要件

【考え方】

日本政府が 2013 年以降の導入を提案している新たな市場メカニズムとしての二国間メカニズムの制度設計に関する国際交渉にインプットでき、二国間メカニズムに関する国際的なルール作りへの貢献するためのケーススタディーとしての調査結果が期待され、ホスト国の政策・ニーズと合致している案件で、ホスト国における GHG 排出削減・吸収増加効果の確度が高い上に、その定量化・計算方法と測定・報告・検証（MRV）手法の提案が期待できる調査案件を優先的に採択します。また、環境汚染対策（特に大気汚染対策、水質汚濁対策、及び廃棄物管理）と温暖化対策のコベネフィットの実現に寄与する度合いも考慮します。

【具体的な採択要件】

以下の要件を満たすものを採択の対象とします。

- (a) ホスト国が気候変動枠組条約（UNFCCC）を批准していること
- (b) ホスト国において、現地カウンターパート（政府、団体、企業等）が存在していること
- (c) 事業実施に伴って、他の環境側面・社会側面に悪影響を及ぼすおそれがないと考えられるもの

その中で、以下の要件を満たすものを優先して採択します。

- (i) 調査対象事業・活動による GHG 排出削減量・吸収増加量に対する信頼度の高い測定・報告・検証 (MRV) 手法の構築が期待できるもの
- (ii) ホスト国の関連法制度・政策・戦略等と調査対象事業・活動との整合性が確認できるもの
- (iii) ホスト国の環境汚染対策 (特に大気汚染対策、水質汚濁対策、及び廃棄物管理) 等の実現に寄与するもの
- (iv) ホスト国の持続可能な開発の達成に貢献するもの
- (v) 日本の技術の移転が図られるもの
- (vi) ホスト国における基礎調査が既に実施済みであり、その調査結果が良好なもの
- (vii) 調査対象事業・活動の実施体制・資金計画等の提案に具体性が備わっているもの
- (viii) ホスト国内及びホスト国外への高い波及効果が期待できるもの
- (ix) ホスト国政府との協力関係が既に構築できているもの
- (x) 二国間メカニズムで実施するのが適切であると思われるもの

4. 調査事業の流れ

- (1) 提案書類提出
 - ・ 指定の様式にしたがって提案書類を提出していただきます。
 - ・ 提案書様式中の「調査内容」に記載いただく内容は、採択後の契約締結時に作成いただく実施計画書に反映することを想定していますので、その点に留意して作成してください。
 - ・ なお、ご提出いただいた提案書類はお返ししません。
- (2) 審査・採択案件の決定
 - ・ 提案書に基づいて、当該技術分野の専門家による「技術審査」を実施します。
 - ・ 技術審査と同時に、事務局による「一次審査」を実施します。一次審査は原則として提案書記載内容を踏まえた上で、ヒアリング方式で行います。ヒアリングは平成 23 年 5 月 30 日～6 月 20 日 (6 月 6 日～9 日を除く) の期間で実施する予定です。各応募案件に対するヒアリングの実施日程は、事務局より通知いたします (ご希望の日程に沿えない場合がございます点、ご留意ください)。
 - ・ 一次審査に当たっては、「1. 応募資格」及び「3. 採択要件」を踏まえ、総合的に評価します。
 - ・ 技術審査及び一次審査の結果に基づき、有識者・専門家で構成される「クレジットメカニズム支援委員会」(以下「委員会」という。)により最終採択審査が行われます (平成 23 年 6 月下旬を予定)。
 - ・ 委員会での審議・審査結果を踏まえて、最終的に環境省が採択案件を決定します。
- (3) 採択・不採択結果の通知
 - ・ 採択・不採択の結果については、応募団体宛 (提案書に記載のある住所) に封書で通知します (平成 23 年 7 月初旬を予定)。あわせて、採択案件の調査名及び団体名を環境省及び (公財) 地球環境センター (GEC) から公表します。
 - ・ なお、採択／不採択の理由等についての問い合わせには、一切応じられません。
- (4) 見積書の提出
 - ・ 採択された案件については、指定期日 (平成 23 年 7 月上旬を予定) までに、提案書記載の積算内訳に基づいた見積書を提出していただきます。
 - ・ なお、見積書は、契約締結時に提出いただく実施計画書添付の積算との整合性が求められます。提案書作成段階から、実際の調査費用を勘案した上で作成するよう、心がけてください。(経理処理規定 (案) をお読みになり、調査費用の使途及び流用可能性等について確認されることをお勧めします。)
- (5) 契約の締結
 - ・ 見積書の内容を精査した上で、調査費を調査団体と調整・合意後、(公財) 地球環境センター (GEC) が調査団体と調査委託契約を締結し、調査開始となります。
 - ・ 契約期間については、契約締結日 (平成 23 年 7 月上旬を予定) から調査期間終了日 (平成 24 年 3 月 2 日を予定) までとします。

- ・ 契約内容等詳細については、別途調査団体にお知らせします。
- ・ タスクフォースによる調査支援の対象外となった案件については、提案書に記載の「本調査支援専門家候補」による調査支援を外注業務として認める可能性があります。その場合の費用については、契約締結時に調整させていただきます。

(6) 調査の実施

- ・ 契約締結後から調査を開始していただきます。契約仕様書及び実施計画書に基づき、調査実施団体が主体となって調査を実施していただきます。
 - ・ 調査開始直後（原則 1 ヶ月以内）に第 1 回現地調査を実施していただき、現地側との折衝により実質的な調査の開始に着手していただきます。
 - ・ 前述の第 1 回現地調査を含め、調査の中で現地調査を行う際には、出発前にその予定を事務局に通知することとし、現地調査終了後（帰国後）に現地調査報告書を提出していただきます。（様式及び提出期限については、別途お知らせいたします。）この現地調査報告書は、事務局から環境省及びタスクフォースにも送付します（タスクフォース支援対象外の案件については、環境省にのみ送付）。
 - ・ 現地調査の中で、ホスト国政府（省庁）関係者と協議を行う等、ホスト国政府にアプローチ・コンタクトする予定がある場合は、事前に事務局の許可を得てください。
 - ・ 現地調査には、必要性・重要性を考慮して、事務局も同行させていただく場合がございます。
 - ・ 二国間メカニズムの構築には両国間での協議の進捗が重要であることに鑑み、ホスト国との協力関係構築を目的とした「ホスト国委員会」を事務局で設置する予定です（どの国に設置するかは未定）。この「ホスト国委員会」の設置に向けて、調査実施団体には協力をお願いする場合がございます。その「ホスト国委員会」は、現地及び日本でそれぞれ 1 回程度開催する予定で、いずれの開催にも担当タスクフォース構成員が参加し、当該国で実施されている実現可能性調査の状況と調査内容等についても協議することを想定しています。また、そこに調査実施団体にも参加していただきたい場合には、事務局よりご案内を差し上げる予定です。
 - ・ 調査実施団体には、その調査内容及び調査の進捗状況について、毎月調査月報を事務局に提出していただきます。（様式及び提出期限については、別途お知らせいたします。）この調査月報は、事務局から環境省及びタスクフォースにも送付します（タスクフォース支援対象外の案件については、環境省にのみ送付）。
 - ・ タスクフォースの担当構成員、環境省担当官、調査実施団体、及び事務局が、調査内容・進捗状況の確認並びに以降の調査項目・方法等の共有理解の促進のために、「タスクフォース会合」（随時（3 ヶ月に 1 回程度）東京にて開催を予定）に参加し、調査実施団体から調査状況の報告をしていただきます。（タスクフォース支援対象外の案件については、タスクフォース会合開催時期と同時期に、支援専門家からのフィードバック結果をまとめたペーパーを提出していただきます。）
- ※ タスクフォース会合で調査実施団体から行われる調査の進捗状況及び結果は、タスクフォース会合での議論の結果も含め、委員会に報告されます。

(7) 報告書の提出

- ・ 平成 23 年 10 月上旬に中間報告書（日本語）を提出していただきます。
- ・ ※ 中間報告書は第 2 回委員会で評価を受けますが、その結果によっては、契約期間内であっても調査を打ち切る場合があります。
- ・ ※ 中間報告書に関するタスクフォース会合での議論、及び第 2 回委員会の評価等についての理解を促進するために、中間レビュー会を開催する予定です。必ず出席してください。
- ・ 平成 24 年 1 月中旬に仮報告書（日本語）とその概要版（日本語）を提出していただきます。
- ・ 平成 24 年 3 月 2 日（予定）の契約終了日までに最終成果物として、報告書（本編及び概要版）（ともに日本語）、及び調査報告サマリー（英語）を提出していただきます。
- ・ 調査内容・結果についての情報共有のための FS 調査報告会（出席者は報告者のほか、環境省、事務局、その他関連機関のみ）を開催し、全調査実施団体に報告していただく予定です。開催時期は調査終了直前又は調査終了後を想定しています。
- ・ 前項の「FS 調査報告会」とは別に、温暖化対策新メカニズムシンポジウムを開催する

予定です。調査結果の最新情報を広く普及させることを目的としたもので、一般公開となります。報告いただく調査実施団体にはあらためて連絡させていただきます。

※ FS 調査報告会及び新メカ温暖化対策シンポジウムへの出席に係る旅費等は、GEC よりお支払い致します。

- ・ 最終成果物は、内外の関係者・事業者等の参考に供するため、(公財)地球環境センターのホームページで公表します。

※ この公表に当たり、調査内容を簡潔に紹介する調査内容要約(日本語及び英語)も、契約終了日までに当方指定様式により電子媒体で提出していただきます。

(8) その他

- ・ 調査費の適正支出、及び調査終了後の委託費確定検査の準備を確実に実施していただくために、事務処理説明会を8月又は9月頃に開催します。委託費の適正処理がなされていない場合は、調査費としてお支払いできなくなります。このような事態を避けるために開催するものです。

5. 調査期間

契約締結日から平成24年3月2日を予定しています。

6. 調査費用

- ・ 調査費は、調査実施及び調査結果の取りまとめに必要とされる経費とします。
- ・ 原則として、エネルギー起源CO2対象案件については1件当たり概ね5000万円(税抜)、非エネルギー起源CO2対象案件については1件当たり概ね2000万円(税抜)を上限として、調査費用をお支払いします。
- ・ 調査費の金額は、積算金額及び案件内容に基づいて、調査団体と調整した上で最終的に決定します。

7. 応募方法

(1) 提案書類の提出

- ・ 本応募要項、別添の「提案に当たっての留意事項」及び応募様式①-2 記入要領を参照の上、指定の様式にしたがって必要な書類等を作成してください。必要な書類等は次の(i)～(vi)です。

(i) 提案書(応募様式①-1) 1団体当たり1部

(ii) 提案内容(応募様式①-2-1)
(概要、詳細、別紙1~4含む) } まとめて30セット

(iii) 調査費積算内訳(応募様式①-2-2) } (両面コピー、左上端ホッチキス止め)

(iv) 提案団体の概要(応募様式①-3)

(v) 団体の参考資料 1団体当たり1部

(vi) 電子媒体(上記(ii)(iii)(iv)のみ) 1団体当たりCD-R1枚に収納

- ・ 応募書類はすべて日本語で記入してください。
- ・ 応募様式は、(公財)地球環境センター(GEC)のホームページからダウンロードし、必ず応募様式にしたがって記入してください。
- ・ 応募書類は、記入要領にしたがい、必要項目について漏れなく記入してください。
- ・ 応募書類を送付したときは、電子メールで本件窓口までその旨連絡してください。(電子メールの件名は「FS 応募書類送付の連絡【団体名】」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び連絡先を記入してください。)複数の案件を応募される場合、電子メールでの連絡は一度にまとめてして頂いて構いませんが、それぞれの案件の調査名等が明確にわかるようにしてください。)応募書類受付後、そのメールに返信します。

※ 「I. 新メカニズム実現可能性調査」と「II. CDM/JI 実現可能性調査」の両方に提案される場合も、電子メールでの連絡は一回で構いませんが、調査案件がI、IIいずれに該当するものであるか分かるように記載してください。

- ・ 応募書類送付通知の電子メールには、ヒアリング希望日時を記入いただいても構いません。提案書(現物)が到着した順に希望日時を優先的に考慮させていただきますが、必ずしもご希望に沿えることを確約することはできませんので、ご承知おきください。

(2) 受付期間

- ・ 提案書類の受付期間は以下のとおりです。

平成 23 年 4 月 28 日 (木) ～平成 23 年 5 月 26 日 (木) 午後 3 時 (必着)

- ・ 受付期間を過ぎての提出は無効となりますので、ご注意ください(期限を過ぎて提出先に到着した書類は、いかなる理由であっても受け付けませんので、郵便、宅配便、バイク便等をご利用される方は注意してください)。

(3) 提出方法

- ・ 必要となる応募書類を揃えた上で、受付期間内に必ず本件窓口あて提出してください。
- ・ ファックス及び電子メール(インターネット)での提案書の提出は受け付けません。
- ・ 提案書類受領後の記入事項の修正、再提出や差し替えは認めませんので、内容をよく確認した上で提出してください。
- ・ 応募書類に不備がある場合には、応募が無効となる場合があります。

(4) 質問等

- ・ 本公募に関する疑問・質問については、**平成 23 年 5 月 16 日 (月) 午後 5 時まで**に、電子メールで本件窓口あてに問い合わせてください。(電子メールの件名は「質問:H23 新メカニズム実現可能性調査」としてください。)
- ・ 回答については、平成 23 年 5 月 17 日 (火) 中に、(公財)地球環境センター(GEC)のホームページ上で行います。

(5) その他

- ・ 提出された書類及び CD-ROM 等については返却しません。
- ・ 不採用となった団体の提案書類の内容は、一切公表しません。

8. 調査終了後について

- ・ 調査結果(最終報告書等)は、新メカニズムにかかる知見の普及と理解の共有を目的として、インターネット等により広く公開することを前提としています。
- ・ 国際交渉へのインプットを目的として、調査終了後の国際会議等でのアウトリーチを目的とした資料の作成について、協力をお願いする場合がございます。
- ・ 事業・活動の実現に向けての進捗状況等について、新メカニズムの国際交渉の動向を踏まえて、随時 GEC 又は環境省よりフォローアップ調査を行いますので、御協力をお願いします。

本件窓口

公益財団法人地球環境センター (GEC)
事業部 気候変動対策課 (西崎、元田、坂内)
〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園 2-110
TEL : 06-6915-4122 FAX : 06-6915-0181
E メール : cdm-fs@gec.jp URL : <http://gec.jp/jp/>

II. CDM/JI 実現可能性調査

京都議定書に規定されている CDM 及び JI のプロジェクトの実現可能性調査が対象となります（ただし、募集対象となるのは、下記 2 に示す調査区分に該当する案件に限ります）。

1. 応募資格

本調査事業の応募者は、以下の（1）～（3）のいずれかに該当する日本の団体であって、本調査を円滑に遂行するために必要な実施体制と資金についての十分な管理能力（ア．団体の意思を決定し、本調査に係る活動を執行できる組織が確立していること、イ．自ら経理し、監査することのできる会計組織を有すること、ウ．活動の本拠としての事務所を有すること）があることとします。

- (1) 民間企業
- (2) 公益法人等（公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特例民法法人等）
- (3) その他、上記に類する団体であって本調査を円滑に遂行することができると思われる団体

2. 調査内容

CDM/JI 制度の抱える課題の解決に資すること、並びに 2013 年以降の次期枠組みの下での制度的改善に寄与することを目的とした、CDM/JI プロジェクトの実現可能性について調査をしていただきます。下記「応募区分」に従い、調査報告書並びにプロジェクト設計書（PDD）（PoA-DD 及び CPA-DD を含む）等を完成していただきます。また、原則として「コベネフィット定量評価マニュアル」（環境省発行）の最新版に基づき、プロジェクト実施による環境汚染対策効果の定量評価（試算及び計測方法の検討）を実施していただきます。

応募に当たっては、以下 4 区分のいずれかに応募してください（区分が重複する場合でも、いずれかの区分を選んで応募してください）。

なお、(ウ) (エ) の区分についてのみ、必要性が認められる場合は調査費を利用した有効化審査の実施を可とします（プレバリデーション不可。PDD の UNFCCC CDM ウェブサイトへの PDD の公開（パブリックコメント受付）を行い、デスクレビュー完了までを必須とする）。有効化審査は指定運営組織（DOE）への外注という形で実施していただくこととなりますので、外注業務成果物となるもの（例えば、Draft Validation Report、又はデスクレビュー結果書類）を入手していただく必要がございます。また、外注業務成果物の作成までに要した費用の外注先（DOE）への支払を、調査期間中に完了しておいていただく必要がございます（当該外注費用の証憑（金額が証明できる証憑も含む）も必要となります）。

【調査区分】

(ア) 新方法論開発・方法論改訂を行う案件

- ・ CDM の適格性のある案件で、調査期間内に新方法論提案又は方法論改訂要請を国連に申請する予定である案件。
- ・ 新方法論承認や方法論改訂により、CDM/JI プロジェクトの開発・実施の広がり期待される案件。

⇒ 実現可能性調査の結果を報告書にまとめるとともに、方法論申請内容と当該方法論に基づいた PDD（PoA の場合は PoA-DD、Generic CPA-DD、及び Completed CPA-DD）（有効化審査を目指したレベルのもの）を作成する。（方法論提案・改訂申請の承認後、速やかに有効化審査を受審できることが求められる。）

(イ) 標準化ベースラインの開発を行う案件

- ・ CDM の適格性のある案件で、調査期間内にホスト国（群）に適用可能な標準化ベースラインを開発し、ホスト国指定国家機関（DNA）を通じて CDM 理事会に提案する、あるいはホスト国 DNA に提出する予定である案件。
- ・ 当該標準化ベースラインの適用範囲が大きいと考えられる案件。

⇒ 実現可能性調査の結果を報告書にまとめるとともに、標準化ベースラインの内容（案）と当該標準化ベースラインを適用した CDM プロジェクトの PDD（PoA の場合は PoA-DD、Generic CPA-DD、及び Completed CPA-DD）（有効化審査を目指したレベルのもの）を作成する。（当該標準化ベースラインが CDM 理事会で承認された後、速やかに有効化審査

- を受審できることが求められる。)
- 可能であれば、当該標準化ベースライン構築に利用したデータセットも、調査成果物として提供していただきたい。
- (ウ) CDM プロジェクトの地理的不均衡是正に寄与する案件
- ・ CDM の適格性のある案件で、CDM プロジェクトの登録件数が 10 件以下の国をホスト国とする案件。
 - ・ 当該ホスト国において CDM プロジェクトの開発・登録が進まないのかの理由についての調査を同時に行う案件。
 - ・ 原則として承認済み方法論等を適用する案件を対象とします。
 - ・ 特に、後発開発途上国 (LDC)、小島嶼開発途上国 (SIDS)、又はサブサハラアフリカ諸国における案件は、優先的に考慮します。
- ⇒ 精度の高い実現可能性調査の結果を報告書にまとめるとともに、速やかに有効化審査を受審し、合格できるレベルの CDM プロジェクトの PDD (PoA の場合は PoA-DD、Generic CPA-DD、及び Completed CPA-DD) を作成する。
- (エ) プログラム型 CDM/JI (PoA) 案件
- ・ CDM 又は JI の適格性のある案件で、活動プログラム (PoA) として実施する案件。
 - ・ PoA として策定するプログラムの下で、排出削減・吸収増加プロジェクトを普及させる方策についての調査を行う案件。
- ⇒ 精度の高い実現可能性調査の結果を報告書にまとめるとともに、速やかに有効化審査を受審し、合格できるレベルの PoA-DD、Generic CPA-DD、及び Completed CPA-DD (JI の場合は PoA-DD のみで可) を作成する。

3. 採択要件

【考え方】

上記「2. 調査内容」の【調査区分】にしたがい、調査内容とそれに基づく調査成果が期待され、同時に調査対象プロジェクトを実施できる可能性が大きいと判断される案件であり、環境汚染対策（特に大気汚染対策、水質汚濁対策、及び廃棄物管理）と温暖化対策のコベネフィットの実現期待度の高いもの、また将来的に普及が見込まれる方法論や標準化ベースラインなどを対象としている案件を優先的に採択します。

【具体的な採択要件】

以下の要件を満たすものを採択の対象とします。

- (a) CDM/JI プロジェクトとして実現可能性があること（ホスト国が京都議定書を批准していることも含みます）
- (b) 有効化審査を目指した PDD (PoA-DD・CPA-DD 含む) の作成が視野に入っていること
- (c) ホスト国において、現地カウンターパート（政府、団体、企業等）が存在していること
- (d) プロジェクトで採用する技術が実用化されていること
- (e) 事業実施に伴って、他の環境側面・社会側面に悪影響を及ぼすおそれがないと考えられること
- (f) ((ア) 区分のみ) 調査成果物としての新方法論又は改訂方法論の作成が視野に入っていること
- (g) ((イ) 区分のみ) 調査成果物としての標準化ベースライン案の作成が視野に入っていること

その中で、以下の要件を満たすものを優先して採択します。

- (i) 次のように公的支援の必要性が高いと認められるもの
 - ・ 方法論・標準化ベースラインの開発等による将来的な制度発展に寄与する度合いが高いもの
 - ・ LDC や SIDS、サブサハラアフリカ諸国で CDM プロジェクトの実施が期待されるもの
 - ・ CDM プロジェクトの地理的不均衡是正に資するもの
 - ・ ホスト国の環境汚染対策（特に大気汚染対策、水質汚濁対策、及び廃棄物管理）と温暖化対策のコベネフィットの実現期待度が高いと判断されるもの

- ・コベネフィット効果がホスト国の政策・ニーズに合致しているもの
 - ・ホスト国の持続可能な開発に貢献するもの
 - ・当該プロジェクト以外への高い波及効果が期待できるもの
 - ・日本の技術移転が図られるもの
 - ・CDM/JI 事業への新規参画を目指す意欲が見られるもの
- (ii) 次のように CDM/JI プロジェクトの実現可能性が客観的に高いと認められるもの
- ・ホスト国において既に基礎調査を実施済みで、その調査結果が良好なもの
 - ・ベースライン設定及びモニタリング計画（方法論の適用含む）に関して具体的な検討がされているもの
 - ・クレジットの獲得を前提とすれば事業の経済性が成り立つことが期待されるもの
 - ・プロジェクト実施体制・資金計画等が具体的に整っているもの
- (iii) 排出削減量の算定根拠、クレジットの想定価格が妥当であるもの

4. 調査事業の流れ

- (1) 提案書類提出
- ・指定の様式にしたがって提案書類を提出していただきます。
 - ・提案書様式中の「調査内容」に記載いただく内容は、採択後の契約締結時に作成いただく実施計画書に反映する内容となることを想定していますので、その点を留意して作成してください。
 - ・なお、ご提出いただいた提案書類はお返ししません。
- (2) 審査・採択案件の決定
- ・提案書に基づいて、当該技術分野の専門家による「技術審査」を実施します。
 - ・技術審査と同時に、事務局による「一次審査」を実施します。一次審査は原則として提案書記載内容を踏まえた上で、ヒアリング方式で行います。ヒアリングは平成 23 年 5 月 30 日～6 月 20 日（6 月 6 日～9 日の期間を除く）の期間で実施する予定です。各応募案件に対するヒアリングの実施日程は、事務局より通知いたします（ご希望の日程に沿えない場合がございます点、ご留意ください）。
 - ・一次審査に当たっては、「1. 応募資格」及び「3. 採択要件」を踏まえ、総合的に評価します。
 - ・技術審査及び一次審査の結果に基づき、有識者・専門家で構成される「クレジットメカニズム支援委員会」（以下「委員会」という。）により最終採択審査が行われます（平成 23 年 6 月下旬を予定）。
 - ・委員会での審議・審査結果を踏まえて、最終的に環境省が採択案件を決定します。
- (3) 採択・不採択結果の通知
- ・採択・不採択の結果については、応募団体宛（提案書に記載のある住所）に封書で通知します（平成 23 年 7 月初旬を予定）。あわせて、採択案件の調査名及び団体名を環境省及び（公財）地球環境センター（GEC）から公表します。
 - ・なお、採択／不採択の理由等についての問い合わせには、一切応じられません。
- (4) 見積書の提出
- ・採択された案件については、指定期日（平成 23 年 7 月上旬を予定）までに、提案書記載の積算内訳に基づいた見積書を提出していただきます。
 - ・なお、見積書は、契約締結時に提出いただく実施計画書添付の積算との整合性が求められます。提案書作成段階から、実際の調査費用を勘案した上で作成するよう、心がけてください。（経理処理規定（案）をお読みになり、調査費用の使途及び流用可能性等について確認されることをお勧めします。）
- (5) 契約の締結
- ・見積書の内容を精査した上で、調査費を調査団体と調整・合意後、（公財）地球環境センター（GEC）が調査団体と調査委託契約を締結し、調査開始となります。
 - ・契約期間については、契約締結日（平成 23 年 7 月上旬を予定）から調査期間終了日（平成 24 年 3 月 2 日を予定）までとします。
 - ・契約内容等詳細については、別途調査団体にお知らせします。
- (6) 調査の実施
- ・契約締結後から調査を開始していただきます。契約仕様書及び実施計画書に基づき、調

査実施団体が主体となって調査を実施していただきます。

- ・ 調査開始直後（原則1ヶ月以内）に第1回現地調査を実施していただき、現地側との折衝により実質的な調査の開始に着手していただきます。
- ・ 前述の第1回現地調査を含め、調査の中で現地調査を行う際には、出発前にその予定を事務局に通知することとし、現地調査終了後（帰国後）に現地調査報告書を提出していただきます。（様式及び提出期限については、別途お知らせいたします。）
- ・ 現地調査には、必要性・重要性を考慮して、事務局も同行させていただく場合がございます。
- ・ 調査実施団体には、その調査内容及び調査の進捗状況について、毎月調査月報を事務局に提出していただきます。（様式及び提出期限については、別途お知らせいたします。）

(7) 報告書の提出

- ・ 平成23年10月上旬に中間報告書（日本語）を提出していただきます。
 - ※ 中間報告書は第2回委員会で評価を受けますが、その結果によっては、契約期間内であっても調査を打ち切る場合があります。
 - ※ 中間報告書に関する第2回委員会の評価等についての理解を促進するために、中間レビュー会を開催する予定です。必ず出席してください。
- ・ 平成24年1月中旬に仮報告書（日本語）とその概要版（日本語）を提出していただきます。
- ・ 平成24年3月2日（予定）の契約終了日までに最終成果物として、報告書（本編及び概要版）（ともに日本語）、PDD（PoA-DD、CPA-DD 含む）（英語）及び調査報告サマリー（英語）を提出していただきます。
- ・ 調査内容・結果についての情報共有のためのFS調査報告会（出席者は報告者のほか、環境省、事務局、その他関連機関のみ）を開催し、全調査実施団体に報告していただく予定です。開催時期は調査終了直前又は調査終了後を想定しています。
 - ※ FS調査報告会への出席に係る旅費等は、GECよりお支払い致します。
- ・ 最終成果物は、内外の関係者・事業者等の参考に供するため、（公財）地球環境センターのホームページで公表します。
 - ※ この公表に当たり、調査内容を簡潔に紹介する調査内容要約（日本語及び英語）も、契約終了日までに当方指定様式により電子媒体で提出していただきます。

(8) その他

- ・ 調査費の適正支出、及び調査終了後の委託費確定検査の準備を確実に実施していただくために、事務処理説明会を8月又は9月頃に開催します。委託費の適正処理がなされていない場合は、調査費としてお支払いできなくなります。このような事態を避けるために開催するものです。

5. 調査期間

契約締結日から平成24年3月2日を予定しています。

6. 調査費用

- ・ 調査費は、調査実施及び調査結果の取りまとめに必要とされる経費とします。
- ・ 原則として、エネルギー起源CO2対象案件については1件当たり概ね1500万円（税抜）、非エネルギー起源CO2対象案件については1件当たり概ね500万円（税抜）を上限として、調査費用をお支払いします。
- ・ 調査費の金額は、積算金額及び案件内容に基づいて、調査団体と調整した上で最終的に決定します。

7. 応募方法

(1) 提案書類の提出

- ・ 本応募要項、別添の「提案に当たっての留意事項」、及び応募様式②-2記載要領を参照の上、指定の様式にしたがって必要な書類等を作成してください。必要な書類等は次の(i)～(vi)です。
 - (i) 提案書(応募様式②-1) …………… 1団体当たり1部

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (ii) 提案内容 (応募様式②-2-1)
(概要、詳細、別紙 1～5) (iii) 調査費積算内訳 (応募様式②-2-2) (iv) 提案団体の概要 (応募様式②-3) (v) 団体の参考資料 …………… 1 団体当たり 1 部 (vi) 上記 (ii) (iii) (iv) の電子媒体 …… 1 団体当たり CD-R 1 枚に収納 | } | <p>まとめて 30 セット
(両面コピー、左上端ホッチキス止め)</p> |
|--|---|---|
- ・ 応募書類はすべて日本語で記入してください。
 - ・ 応募様式は、(公財)地球環境センター (GEC) のホームページからダウンロードし、必ず応募様式にしたがって記入してください。
 - ・ 応募書類は、記入要領にしたがい、必要項目について漏れなく記入してください。
 - ・ 応募書類を送付したときは、電子メールで本件窓口までその旨連絡してください。(電子メールの件名は「FS 応募書類送付の連絡【団体名】」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び連絡先を記入してください。複数の案件を応募される場合、電子メールでの連絡は一度にまとめてして頂いて構いませんが、それぞれの案件の調査名等が明確にわかるようにしてください。) 応募書類受付後、そのメールに返信します。
- ※ 「I. 新メカニズム実現可能性調査」と「II. CDM/JI 実現可能性調査」の両方に提案される場合も、電子メールでの連絡は一回で構いませんが、調査案件が I、II いずれに該当するものであるか分かるように記載してください。
- ・ 応募書類送付通知の電子メールには、ヒアリング希望日時を記入いただいても構いません。提案書 (現物) が到着した順に希望日時を優先的に考慮させていただきますが、必ずしもご希望に沿えることを確約することはできませんので、ご承知おきください。
- (2) 受付期間
- ・ 提案書類の受付期間は以下のとおりです。
平成 23 年 4 月 28 日 (木) ～平成 23 年 5 月 26 日 (木) 午後 3 時 (必着)
 - ・ 受付期間を過ぎての提出は無効となりますので、ご注意ください (期限を過ぎて提出先に到着した書類は、いかなる理由であっても受け付けませんので、郵便、宅配便、バイク便等をご利用される方は注意してください)。
- (3) 提出方法
- ・ 必要となる応募書類を揃えた上で、受付期間内に必ず本件窓口あて提出してください。
 - ・ ファックス及び電子メール (インターネット) での提案書の提出は受け付けません。
 - ・ 提案書類受領後の記入事項の修正、再提出や差し替えは認めませんので、内容をよく確認した上で提出してください。
 - ・ 応募書類に不備がある場合には、応募が無効となる場合があります。
- (4) 質問等
- ・ 疑問・質問については、**平成 23 年 5 月 16 日 (月) 午後 5 時まで**に、電子メールで本件窓口あてに問い合わせてください。(電子メールの件名は「質問: H23 CDM/JI 実現可能性調査」としてください。)
 - ・ 回答については、平成 23 年 5 月 17 日 (火) 中に、(公財)地球環境センター (GEC) のホームページ上で行います。
- (5) その他
- ・ 提出された書類及び CD-ROM 等については返却しません。
 - ・ 不採用となった団体の提案書類の内容は、一切公表しません。

8. 調査終了後について

- ・ 調査結果 (最終報告書等) は、CDM/JI にかかる知見の普及を目的として、インターネット等により広く公開することを前提としています。
- ・ 事業の進捗状況について、随時 GEC よりフォローアップ調査を行いますので、御協力をお願いします。
- ・ 「2. 調査内容」の【調査区分】「(ア) 新方法論開発又は方法論改訂を行う案件」として採択された CDM 調査案件については、原則として CDM 理事会に承認申請を提出していただきます。
- ・ 「2. 調査内容」の【調査区分】「(イ) 標準化ベースラインを開発する案件」として採択された案件については、原則としてホスト国 DNA を通じて CDM 理事会に提案するか、ホスト国 DNA に提出していただきます。

公 募 説 明 会

以下の日程により、大阪と東京において公募説明会を開催します。公募説明会は、「I. 新メカニズム実現可能性調査」及び「II. CDM/JI 実現可能性調査」のいずれもの公募を対象としたものです。応募を予定されている方、ご関心のある方は極力出席をお願いします。なお、事前登録は必要ありません。

<大阪会場>

- ・ 日時：平成23年5月9日（月）午後2:00～4:00
- ・ 場所：公益財団法人地球環境センター（GEC）1F 特別会議室
（大阪市鶴見区緑地公園 2-110）
TEL：06-6915-4122
（大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線 「鶴見緑地駅」下車徒歩5分）



※ 拡大地図の矢印の先端の場所にある通用門からお入り下さい。

<東京会場>

- ・ 日時：平成 23 年 5 月 10 日（火）午後 2:00～4:00
 - ・ 場所：財団法人日本航空協会 航空会館 501+502 会議室（東京都港区新橋 1-18-1）
TEL：03-3501-1272
- 〔 都営三田線 内幸町駅 A2 出口
JR 新橋駅 日比谷口（徒歩 5 分）
東京メトロ銀座線 新橋駅 ⑦出口（徒歩 5 分）
都営浅草線 新橋駅 ⑦出口（徒歩 5 分） 〕



本件窓口

公益財団法人地球環境センター（GEC）
 事業部 気候変動対策課（西崎、元田、坂内）
 〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園 2-110
 TEL：06-6915-4122 FAX：06-6915-0181
 Eメール：cdm-fs@gec.jp URL：http://gec.jp/jp/